

3月定例教育委員会 付議案件表

1. 教育長報告

2. 議案

番号	案件名	課名
23	令和8年度直方市教育施策要綱について	各課
28	直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について	教育総務課
29	直方市教育委員会交際費に関する要綱の一部を改正する告示について	教育総務課
30	直方市立小中学校における防犯カメラ設置及び運用に関する要綱の制定について	教育総務課
31	直方市体育館防犯カメラ設置及び運用に関する要綱の全部を改正する告示について	文化・スポーツ推進課
32	直方市文化施設防犯カメラ設置及び運用に関する要綱の全部を改正する告示について	文化・スポーツ推進課
33	直方市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について	学校教育課

※議案第33号は当日配布

3. 協議事項

番号	案件名	課名
—	—	—

4. 報告事項

番号	案件名	課名
1	直方市教育委員会情報セキュリティポリシーの策定について	教育総務課
2	直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について	教育総務課

5. その他 ・4月行事について(学校教育課 当日配布)

・令和8年度定例教育委員会日程について

・直方市学校規模適正化基本計画に基づく複式学級解消について (経過)

・会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和8年2月11日～令和8年3月17日

月	日	曜日	内容	市議会
2	11	水		
	12	木		
	13	金	福岡県市町村教育委員会連絡協議会第3回役員会（福岡県中小企業振興センター） 福岡県市町村教育委員会連絡協議会と福岡県退職小・中学校長会との懇談会（福岡市）	市議会3月 定例会告示
	14	土		
	15	日		
	16	月		
	17	火	市長表敬訪問同席（直方第二中・池田さん）	
	18	水	初任者研修閉講式（北九州教育事務所）	
	19	木		
	20	金	市研究所論文表彰式・発表会（直方市役所）	市議会 提案説明
	21	土		
	22	日		
	23	月	IKKO TALK SHOW（ユメニティのおがた）	
	24	火		一般質問
	25	水	市中学校教科等研究集会（直方第一中）	一般質問
	26	木		一般質問
	27	金		一般質問
	28	土		
3	1	日	第51回直方市民総体第3回直方市少年剣道大会（直方北小）	
	2	月	定例校長会（直方市役所）	
	3	火	2年次研究員修了式（直方市役所）	質疑
	4	水		
	5	木	定例教育長会（北九州教育事務所） 新入地区『つなぐ防災・新入みんなのまちづくり協議会』発足式（下新入自治区公民館）	
	6	金	臨時教育長会（北九州教育事務所） 臨時校長会（直方市役所）	質疑
	7	土		
	8	日	いきいきフェスタ2026（福地小学校）	
	9	月	GMO説明会（直方市中央公民館）	委員会
	10	火		委員会
	11	水	地域起こし協力隊活動報告会（直方市中央公民館）	委員会
	12	木	中学校卒業式（全中学校）	委員会
	13	金		採決
	14	土		
	15	日	ゆずりあ落成式（直方市保健福祉センター）	
	16	月	令和7年度第2回DX推進本部会議（直方市役所） 市長表敬訪問同席（スノーボードプロ資格取得および第44回JSBA全日本スノーボード選手権大会出場報告）（直方市役所）	
	17	火	小学校卒業式（直方西、新入、上頓野、下境、中泉） 定例教育委員会（直方市役所）	

教育委員会行事予定

令和8年3月18日～令和8年4月14日

月	日	曜日	内容	市議会
3	18	水	小学校卒業式（直方南、直方北、感田、福地、植木、直方東）	
	19	木		
	20	金		
	21	土		
	22	日		
	23	月	定例教育長会（オンライン） 長期派遣研修員年度末挨拶（直方市役所）	
	24	火		
	25	水	直方市職員表彰表彰式（直方市役所） 長期派遣研修員辞令交付（直方市役所）	
	26	木		
	27	金		
	28	土		
	29	日		
	30	月		
	31	火	臨時校長会議（直方市役所） 退職教職員辞令交付式（直方市役所） 新任・転入管理職服務宣誓式（直方市役所）	
4	1	水	臨時校長会議（直方市役所） 辞令交付・服務宣誓式（直方市役所）	
	2	木	定例校長会議（直方市役所）	
	3	金		
	4	土		
	5	日		
	6	月		
	7	火		
	8	水		
	9	木		
	10	金		
	11	土		
	12	日		
	13	月	令和8年度福岡県市町村教育委員会教育長会議（県庁） 令和8年度福岡県市町村教育委員会連絡協議会総会 福岡県市町村教育委員会連絡協議会歴代会長・副会長を囲む会（福岡市）	
	14	火	定例教育長会（北九州教育事務所） 定例教育委員会（直方市役所）	

令和 8 年度

直方市教育施策要綱（案）

直方市教育委員会

## 教育を取巻く状況

世界は今、グローバル化や人工知能、情報通信技術などの加速度的な進展により、これまでの固定観念は根底から覆され、今後の社会の変化は予想することも困難なものとなっています。今後の社会は、これまでの社会の延長線上にはないものと認識する必要があります。

また我が国においては、人口減少や少子・高齢化、労働力の確保や地域経済の衰退など多くの社会的課題が重なり、閉塞感が漂っています。本市も例外ではありません。これらの課題への対応や解決はこれまでの考え方や手法では不可能です。これからの地方自治体には、慣習や常識にとらわれない、新たなビジョンや戦略が求められます。

その重要な戦略の柱の一つが、「人づくり」だと考えます。未来を見据え、自らの人生を切り拓き、よりよく自己実現を果たす力を持つ人づくりが、直方市の未来を切り拓いていく力となるものと確信します。そこで、これまでの手法や慣習にとらわれない教育の改革、そのための投資が必要になります。

21世紀の社会をたくましく生き抜く子どもを育てるための教育環境、そして子育て環境の充実、また個人がよりよく自己実現を果たすための生涯学習社会の構築など、本市の発展に向けた様々な施策を推進する必要があると考えています。

何もかも新しいことを目指すということではありません。研ぎ澄まされた感覚で時代の変化を敏感に察知し、変わるべきものと、どのように時代が変わろうとも変わらないものを見極めることも重要です。

そこで、これからの本市の教育の方向性と方針を指し示す「直方市 教育大綱」を定めました。

まず、全体を貫く大きなテーマは「未来を拓く」です。これから大きく変化し続けていく新しい時代にあって、たくましく生き抜く力を持つ人づくりを進め、直方市民と直方市の未来を切り拓いていきたいと考えています。

このテーマのもと、「めざす市民像」そして「基本方針」を定めています。

そして、この教育大綱が今後実際に取り組む「直方市教育施策」へと繋がっていきます。

# 未来を拓く

～新しい時代をたくましく生き抜く人づくり～

## めざす市民像

- 主体的に学び続け、創造的な発想で未来を拓く市民
- 多様な価値観を尊重し、異なる文化に生きる人たちと協働して未来を拓く市民
- 自立した人間として、自身の可能性を信じ、未来を拓く市民

## 基本方針

### 1. 時代の変化を見据えた教育への変革と推進

正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦すること、さらには、学問分野を超えて、知識をさまざまな状況の中で創造的に活用できる力を育成する教育を目指します。

### 2. 可能性を引き出し、才能を伸ばす教育の推進

確かな学力、豊かな人間性、健康な体と体力を育むとともに、個人の可能性を最大限ひきだす教育を目指します。

### 3. 文化を尊重し、国際性と豊かなコミュニケーション力を育む教育の推進

郷土の歴史と文化に対して誇りと愛着を持つとともに、異なる文化を尊重する市民を育成します。

### 4. すべての人の幸せをかなえる教育の推進

自分の可能性を信じ、夢に向かって一生懸命努力する市民を、温かく応援する教育を目指します。

### 5. よりよい自己実現をめざし、生涯学び続ける力を育む教育の推進

だれもが、いつでも、どこでも学びつづけることができる環境づくりを進めます。

主要施策体系

主要施策名	取組・事業の内容	ページ
1.確かな学力の育成(学力の向上)	①授業改善 ②基礎学力の定着、補充学習等の推進 ③グローバル化に対応した教育の推進 ④ICT機器を活用した学習・指導方法の改善 ⑤日本語指導が必要な児童生徒への支援の推進	5～6
2.豊かな心の育成	①道徳科の授業改善・充実 ②直方の歴史や文化を体感する体験活動等の推進 ③人権教育の推進 ④いじめや不登校への対応 ⑤キャリア教育の推進	7～8
3.健やかな体の育成	①体力や運動能力を向上させる取組 ②健康教育・安全教育の推進 ③学校給食の充実による食育の推進	9～10
4.特別支援教育の充実	①継続性のある指導支援の充実 ②就学前における支援の充実 ③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備 ④専門性の向上と支援体制の整備	11～12
5.信頼される学校づくりの推進	①教職員研修の充実 ②学校運営・評価システムの充実 ③地域住民等と連携した教育活動の推進 ④安全対策の推進 ⑤学校事務の効率化とDXの推進	13～14
6.教育環境の整備・充実	①学校施設の整備・充実 ②ICT環境の整備推進 ③学校規模適正化基本計画の推進	15
7.社会教育活動の促進	①生涯学習事業の推進 ②生涯学習オンラインプラットフォームの構築 ③地域の高齢者による学習支援 ④市民文化祭の活性化等、市民の文化活動の充実 ⑤社会教育団体の活動支援	16～17
8.青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実	①青少年の体験活動・世代間交流事業の実施 ②子どもの才能の芽を育む事業の実施 ③中高生吹奏楽クリニック事業の実施	18
9.文化施設の振興	①指定管理者と連携した特色を活かした文化施設の活用と運営 ②文化施設間の連携強化 ③ユメニティのおがた及び直方市立図書館の大規模改修	19

10.スポーツの振興	①各団体及び庁内関係課と連携したスポーツ活動の促進 ②学校や地域と連携を図った事業の実施	20
11.文化財の保護と学習機会の充実	①国指定史跡筑豊炭田遺跡群の保存整備に向けた取り組みの推進 ②郷土資料室の充実 ③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実	21

主要施策 1

1 主要施策名	確かな学力の育成(学力の向上)
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	<p>①基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付け、思考力・判断力・表現力を持つ子どもを育成するための授業改善を推進する。</p> <p>②基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けるための取り組みを推進する。</p> <p>③グローバル化に対応した英語でのコミュニケーション能力を育成するため、英語教育に対応した指導体制の整備、発表や体験の場を設定する。</p> <p>④ I C T機器を活用した学習・指導方法の改善を図る。</p> <p>⑤日本語指導が必要な児童生徒への支援の推進</p>
4 取組・事業の内容	<p>①授業改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「のおがた授業モデル」を活用した取組の充実</li> <li>○「令和8年度ふくおか学力アップ推進事業」の充実</li> <li>○習熟度別少人数指導や補充学習の充実</li> </ul> <p>②基礎学力の定着、補充学習等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○徹底反復学習の取組の充実 (小中学校において徹底反復学習を推進し学習の土台である集中力を高める)</li> <li>○学習支援員の配置による補充学習の充実、図書館教育(読書活動)の推進 学習ボランティア、放課後学習、図書館支援員の活用</li> </ul> <p>③グローバル化に対応した教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○外国語指導助手(A L T)の配置と活用促進</li> <li>○「小学生英語ひろば」の実施</li> <li>○「直方市小中学生英語スピーチコンテスト」の実施</li> <li>○中学校全学年での英検 I B A の実施</li> <li>○小学校6年生でのオンライン英会話の実施</li> <li>○直方市中高生海外派遣の実施</li> </ul> <p>④ I C T機器を活用した学習・指導方法の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○のおがた情報活用能力体系表「N I Lステップ」の活用</li> <li>○タブレット、電子黒板等 I C T機器の効果的な活用</li> <li>○教科指導における、デジタル教科書等アプリケーションの活用の促進</li> <li>○学習支援ソフト(ロイロノート、スマイルネクスト等)の活用の推進</li> <li>○プログラミング教育の推進</li> <li>○ I C T支援員の活用</li> </ul> <p>⑤日本語指導が必要な児童生徒への支援の推進</p>

○日本語指導加配教員（県費）の活用の充実 ○日本語指導員（市費）の配置と活用の充実
--

指標	指標の概要	現状値	目標値
①授業改善	直方市標準学力調査（小学校）国語・算数で全国平均値の95%  直方版授業チェックリストの13項目すべての平均値（児童生徒・教師）が4段階評価の3を上回る ※ 調査対象 小学校 5,6年生 中学校 全学年 全担任	国語 1 学年 算数 2 学年  小 3.1 中 3.2 小) 担任 3.0 中) 担任 2.9	国語 全学年 算数 全学年  小 3.3 中 3.5 小) 担任 3.1 中) 担任 3.1
②基礎学力の定着、補充学習等の推進	全国学力学習状況調査（小中学校）すべての教科で全国平均値（100%）	小) 国語 93.6% 算数 90.3% 中) 国語 92.1% 数学 84.7%	小) 国語 100% 算数 100% 中) 国語 100% 数学 100%
③グローバル化に対応した教育の推進	英検 IBA の結果（中学校） 2 年生 英検 4 級相当の生徒の割合	英検 3 級 28%	英検 4 級 40%
④ICT機器を活用した学習・指導方法の改善	プロジェクトチームによる ICT 機器を活用した「これからの授業」に関する授業公開もしくは研修 ICT 機器、学習支援ソフトの活用 ・「N I Lステップ」の活用 ・電子黒板の活用 ・タブレットの活用 ・学習支援ツール（アプリ）の活用	年 5 回  新規のためなし 常時/時々活用の割合が 60% 常時活用の割合 80% 常時活用の割合 80%	年 4 回  全小中学校で活用 常時/時々活用の割合が 80% 常時活用の割合 80% 常時活用の割合 80%
⑤日本語指導が必要な児童生徒への支援の推進	個に応じたきめ細かな指導をめざした、日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実 ・県費負担「日本語指導加配」の活用の充実 ・市費負担「日本語指導員」の配置 ・市費負担「日本語指導員」の活用の充実	年 2 回担当者会  0 名 活用なし	年 3 回担当者会  1 名 年 3 回担当者会

主要施策 2

1 主要施策名	豊かな心の育成
2 担当課	学校教育課、文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	<p>①子どもたちが自ら考え、議論する道徳科授業への改善・充実を図る。</p> <p>②自然体験活動、地域の歴史や文化に学ぶ活動などを通して心の教育の充実を図る。</p> <p>③人権尊重の精神の育成及び学力と進路の保障を目指して、学校教育全体を通して人権教育を推進する。</p> <p>④いじめ、不登校の未然防止・早期発見・早期対応のための体制整備と一人一人に応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう環境整備に努める。</p> <p>⑤子どもの発達段階に応じた勤労観、職業観を育み、自立した生き方を考え、進路実現のためのキャリア教育を推進する。</p>
4 取組・事業の内容	<p>①道徳科の授業改善・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道徳教育推進教員の養成と道徳教育の充実</li> <li>○道徳科学習指導の充実</li> </ul> <p>②直方の歴史や文化を体感する体験活動等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○直方の自然や職業、文化、芸術等に関わる体験活動の推進 (自然教室、石炭記念館・汽車クラブ見学、高取焼体験学習等)</li> </ul> <p>③人権教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○直方市中学校ブロック人権教育推進事業の推進</li> <li>○人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら2」、同和教育副読本「かがやき」の効果的な活用推進</li> <li>○児童生徒の発達段階に応じた平和に関する学習の推進</li> </ul> <p>④いじめや不登校への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「直方市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づく指導及び対応の徹底(SNS等によるいじめも含め、早期発見、早期対応の徹底)</li> <li>○不登校兆候等、配慮を要する児童生徒の情報収集及び連絡調整、指導・助言</li> <li>○行政機関や教育機関との連携</li> <li>○直方市教育支援センター(フレンズ)の運営</li> <li>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用促進</li> </ul> <p>⑤キャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学校における職場体験学習(夢授業等)実施のため、地域、企業、関係機関、団体の関係者等との連携強化</li> <li>○キャリアパスポートの活用の支援</li> </ul>

○小中学校におけるアントレプレナーシップ教育の推進

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
①道徳科の授業改善の推進	道徳研修会を実施	市内全小中学校で実施	市内全小中学校で <b>実施</b>
②体験活動等の推進	各学年の実態に応じた体験活動 高取焼体験、自然教室、石炭記念館・汽 車倶楽部見学、子ども音楽祭、職場体験	すべて実施	すべて実施
③人権教育の推進	各学校人権教育研修会の実施	実施率 100%	実施率 100%
④いじめや不登校への対応	不登校児童生徒の割合	小学校 <b>3.2%</b> 中学校 <b>9.4%</b>	小学校 1.5% 中学校 7.5%
⑤キャリア教育の推進	職場体験の実施 アントレプレナーシップ教育の実施	4 校実施 15 校実施	4 校実施 15 校実施

主要施策 3

1 主要施策名	健やかな体の育成
2 担当課	学校教育課、教育総務課
3 取組・事業の目標	<p>①運動に慣れ親しみ、習慣化させることで体力や運動能力を向上させる教育活動を推進する。</p> <p>②生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるように健康教育や安全教育を推進する。</p> <p>③学校給食を充実させることにより食に関心を持ってもらい、望ましい食習慣と食に関する実践力を身に着ける。</p>
4 取組・事業の内容	<p>①体力や運動能力を向上させる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新体力テストの実施 (小・中学校、高等学校連携授業による取組の充実)</li> <li>○スポコン広場等の積極的活用</li> </ul> <p>②健康教育・安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「早寝・早起き・朝ごはん運動」等の生活習慣の確立に向けた取組の充実(小中学校)</li> <li>○規範意識育成のための指導の充実(薬物乱用防止、ネットモラル育成等)</li> <li>○安全教育・防災教育の実施(交通安全(自転車、歩行、交通ルール等)、救急救命、火災対応地震対応、事故対応等)</li> </ul> <p>③学校給食の充実による食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等と連携して行う食育の推進</li> <li>○農業振興課と連携した地元農産物活用の推進</li> <li>○献立内容の放送の充実</li> <li>○献立委員会によるメニュー改善</li> </ul>

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
①運動やスポーツをする習慣を定着させる取組	新体力テスト（小5、中2） 各種目全国平均値以上	小5男 5/8 小5女 4/8 中2男 1/8 中2女 0/8	全種目で全国 平均値以上 (全8種目)
	スポコン広場チャレンジランキングゾーンへの登録	11校	11校
	部活動外部指導者数	12名	12名
	毎日朝ごはんを食べる割合 ・小学校 ・中学校	84.9% 91.4%	90.0% 90.0%
②健康教育・安全教育の推進	火災・地震・不審者・水害等の避難訓練の実施	全小中学校 2回以上実施	全小中学校 2回以上実施
	交通安全教室の実施	11小学校	11小学校
	情報モラル教育の実施	15校実施	15校実施
	「食に関する指導」を位置付け	15校実施	15校実施
③学校給食の充実による食育の推進	直方産野菜の活用 ・小学校 ・中学校	4品目 8品目	10品目 10品目
	小学校給食残食率 (栄養士在籍 4小学校平均 R7.6月分)	5.37%	3.0%以下
	中学校給食残食率 (4中学校平均 R7.6月分)	9.10%	8.0%以下

主要施策 4

1 主要施策名	特別支援教育の充実
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	<p>①特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を目指し、一貫した継続性のある指導支援の充実を図る。</p> <p>②幼児の実態と教育的ニーズに対して、適切な学習環境を提供するための支援を充実させる。</p> <p>③特別な支援を必要とする児童生徒が、安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進する。</p> <p>④特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性向上と支援体制の整備を図る。</p>
4 取組・事業の内容	<p>①継続性のある指導支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発達障がい児等教育支援事業の実施 (市配置臨床心理士による巡回教育相談、理解・啓発を図るパンフレット等の配布)</li> <li>○家庭及び福祉機関との連携の強化</li> <li>○進学に伴う切れ目ない支援のための情報提供</li> </ul> <p>②就学前における支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就学に向けた相談活動・支援の充実</li> <li>○保育園・幼稚園・児童発達支援センター等への訪問実施</li> <li>○1学期の学校見学(特別支援学級、通級指導教室)の実施・同行</li> </ul> <p>③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別な支援を要する児童生徒の実態に対応した合理的配慮の提供</li> <li>○特別支援教育支援員の配置</li> <li>○通級指導教室の充実</li> </ul> <p>④専門性の向上と支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育研修会(対象:担任、コーディネーター、特別支援教育支援員)の実施</li> <li>○特別支援教育担当者研修会の開催</li> <li>○特別支援学校との連携</li> <li>○スクールカウンセラーの活用</li> </ul>

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
①継続性のある 指導支援の充 実	臨床心理士による発達相談の実施 小中学校との情報交換会	全校2回実施 全校実施	全校2回実施 全校実施
②就学前におけ る支援の充実	臨床心理士による就学相談の実施 学校見学会の実施	164件 全校実施	150件 全校実施
③安全・安心か つ効果的に学 べる環境整備	児童生徒の実態に応じた支援員の配置	43名の配置	43名の配置
④専門性の向上 と支援体制の 整備	就学事務担当者、特別支援学級担当者、 特別支援教育支援員研修会、特別支援 コーディネーター研修会の実施	全実施	全実施

主要施策 5

1 主要施策名	信頼される学校づくりの推進
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	<p>①学校の教育力を高めるために、教職員の資質や指導力を高める研修や支援体制の充実に努める。</p> <p>②学校運営の評価をもとに教育活動の充実を図る。</p> <p>③コミュニティ・スクール等を活用し、地域住民等と連携した教育活動の推進を図る。</p> <p>④児童生徒の安全教育の充実を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を密にした安全対策を推進する。</p> <p>⑤デジタル技術を活用することにより学校事務の効率化を図るとともに、出欠連絡等の保護者の負担軽減を図る。</p>
4 取組・事業の内容	<p>①教職員研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小中一貫教育推進のための研修会の充実</li> <li>○教育委員会指定研究委嘱校への指導・支援</li> <li>○管理職研修会、若年教職員研修会等の充実</li> <li>○「直方市小中学校教科等研究会」及び「自主的研修」の支援</li> <li>○教育論文・実践記録の応募奨励と継続的な指導・支援</li> </ul> <p>②学校運営・評価システムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校評議員制度の充実及び学校の「自己評価」「関係者評価」の公表・報告の推進</li> <li>○学校評価を活用した保護者や地域の信頼に応える学校づくりの推進</li> </ul> <p>③地域住民等と連携した教育活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進</li> <li>○「ふれあい交流事業」や地域住民等を活用した学習指導の支援</li> <li>○地域人材や学生を活用した教育活動や補充学習の拡充</li> <li>○開かれた学校づくりを目指す「特色ある教育活動」の推進</li> </ul> <p>④安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関（警察、消防署、市関係部署）や地域団体等との連携強化</li> <li>○「学校危機管理マニュアル」の具体化と職員への浸透・徹底</li> <li>○通学路の安全点検及び整備促進</li> <li>○感染症対策の浸透・徹底</li> </ul> <p>⑤学校事務の効率化とDXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校と家庭のDXの推進</li> <li>○出欠等のやり取り、学校通信等のデジタル化</li> <li>○学力や健康診断等のデータの管理における統合システムの導入</li> </ul>

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
①教職員研修 の改善・充実	教育論文の応募数 20 点以上 (各学校 1 点以上)	17 点	18 点
②学校運営・評 価システム の充実	自己評価・関係者評価の実施と公表	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100% (R6 年度末)	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%
③地域住民等 と連携した 教育活動の 推進	研究指定校での学校運営協議会の開 催	年 3 回実施	年 3 回
④安全対策の 推進	地域・保護者と連携した通学路安全点 検の実施	100%実施	実施率 100%
⑤D X の推進 と学校事務 の効率化	欠席連絡、学校通信等「すぐーる」配 信活用率 指導要録のデジタル化移行*R12 完了	100%  今年度開始	100%  全小中学校

主要施策 6

1 主要施策名	教育環境の整備・充実
2 担当課	教育総務課
3 取組・事業の目標	<p>① 学校規模適正化基本計画と整合を図りながら、学校施設の改善整備を行う。</p> <p>② ICT環境の整備を推進する。</p> <p>③ 学校規模適正化基本計画を推進する。</p>
4 取組・事業の内容	<p>① 学校施設の整備・充実</p> <p>○体育館空調整備事業</p> <p><b>【整備工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直方北小学校、新入小学校、感田小学校、下境小学校</li> <li>・直方第一中学校、直方第二中学校、直方第三中学校、植木中学校</li> </ul> <p>② ICT環境の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省が推進する「GIGA スクール構想 第2期」で位置付けられている通信ネットワーク高速化を推進することにより、通信のボトルネック（渋滞）を解消し、1人1台端末をフル活用できる環境を整備する。</li> </ul> <p>③ 学校規模適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校規模適正化実行計画の策定</li> <li>・複式学級の解消</li> </ul>

指標	指標の概要	現状値	目標値
① 学校施設の整備充実	小中学校の体育館空調整備校数	0校	8校
② ICT環境の整備推進	学校に引き込む光回線を10ギガにアップグレードする	0校	6校
③ 学校規模適正化の推進	学校規模適正化実行計画の策定 複式学級の解消	未策定 1校	策定 解消

主要施策 7

1 主要施策名	社会教育活動の促進
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	<p>① 心の豊かさや生きがいがいづくりのため、ライフスタイルや価値観の多様化に対応した「学びの入口」となる機会を提供する。</p> <p>② 誰もがいつでもどこでも活用できる学びのプラットフォームを提供することにより、「学び」を通じたウェルビーイングを実現する。</p> <p>③ 地域の高齢者による学習支援ボランティアが、自分の経験や知識、特技を披露する場として、子どもたちとの交流の場を設けることにより、高齢者の生きがいがいづくりや学習意欲を喚起するとともに子どもたちの体験学習を支援する。</p> <p>④ 市民文化祭の活性化を図り、市民の文化活動の充実を目指す。</p> <p>⑤ 社会教育団体の自発的学習活動の活性化や継続に向けた活動支援を図るとともに、団体等との連携に努める。</p>
4 取組・事業の内容	<p>① 生涯学習事業の推進 知的好奇心や知識欲を刺激することを目的に、各世代のニーズに合わせた分野・講師による定期講座や講演会等を実施する。</p> <p>② 生涯学習オンラインプラットフォームの活用 市および関連団体や市民のサークル活動等の情報を集約するとともに、地域人材のマッチング機能を持ったオンラインプラットフォームの活用を図る。</p> <p>③ 地域の高齢者による学習支援 地域の学習支援ボランティアが学校を訪問し、講座で学んだ内容及び今までの経験や知識、特技を活かし、子どもたちの総合学習等の場で教える「ふれあい交流事業」を実施する。</p> <p>④ 市民文化祭の活性化等、市民の文化活動の充実 R8 年度も開催方法を工夫しながら、市民文化活動の発表の場として活用してもらえよう、市民の文化活動の支援を行う。</p> <p>⑤ 社会教育団体の活動支援 芸術、歴史、芸能及び文化、スポーツ振興、青少年育成に関する団体や連合体が行う事業に対して支援を行う「社会教育活動費補助金」の制度を活用し、社会教育団体の活動の一部を補助する形で自発的学習活動の活性化に取り組む。</p>

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
①生涯学習の推 進	講演会実施回数	—	10 回
	講演会参加者数	—	500 人
②生涯学習オン ラインプラッ トフォームの 構築	市民団体・サークル登録数	—	100 団体
	講座・講演会等登録数	—	50 講座
③地域の高齢者 による学習支 援	ふれあい交流実施回数	127 回	130 回
④市民文化祭の 活性化	市民文化祭の参加人数	1,881 人	1,500 人
⑤社会教育団体 の活動支援	支援実施団体数	5 団体	5 団体

主要施策 8

1 主要施策名	青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	<p>①自然とのふれあい体験や様々な生活体験活動を通して、健やかで、豊かな人間性を育み、広い視野や志を持ち、たくましく生き抜く力を備えた青少年の育成を図る。また、地域の歴史や伝統文化に触れる活動を通して、郷土への誇りや愛着を持つ機会の充実を図る。</p> <p>②音楽の専門家等が指導することにより、子どもたちが普段の授業等では得られない様々な体験や創作活動を通して、子どもの才能の芽を育む。</p> <p>③プロの演奏家から直接指導を受けることで、技術・意識の向上を図り、市内における吹奏楽の発展を目指す。</p>
4 取組・事業の内容	<p>① 青少年の体験活動・世代間交流事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アート系親子教室（2回程度）</li> <li>・子ども向け料理教室</li> <li>・カヌー川下り</li> <li>・職場体験（消防署）</li> <li>・サイエンスショー（2回程度）</li> <li>・ニュースポーツ体験会</li> <li>・親子陶芸教室</li> </ul> <p>② 子どもの才能の芽を育む事業の実施</p> <p>直方市出身のプロの声楽家である野上結美氏を各小中学校へ派遣して、合唱指導を行うことで、声を出し歌うことの楽しさを伝える。</p> <p>③ 中高生吹奏楽支援事業の実施</p> <p>市内の中学生・高校生の吹奏楽部を対象に、プロの演奏家が演奏方法や普段の練習の指導・アドバイスを行うことで、市内吹奏楽の発展を目指す。</p>

指標	指標の概要	現状値	目標値
①体験活動・交流事業	青少年育成市民会議事業の参加人数	457人	450人
②子どもの才能の芽を育む事業	参加人数	447人	1,000人
③中高生吹奏楽支援事業	参加人数	141人	150人

主要施策 9

1 主要施策名	文化施設の振興
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	<p>① 文化施設の運営を行っている指定管理者と連携し、各施設の特徴を活かした管理運営を行う。</p> <p>② 各文化施設間の連携を強化し魅力的な運営を行う。</p> <p>③ ユメニティのおがた及び直方市立図書館の大規模改修を実施し、文化活動の拠点としての機能強化を図る。</p>
4 取組・事業の内容	<p>① 指定管理者と連携した特徴を活かした文化施設の活用と運営 直方谷尾美術館と連携し、直方の未来を担う子どもたちに芸術に触れる機会を創出し、個性を伸ばし想像力を育むために「第6回のおがた子どもアート大賞展」の開催に向けての取り組みを継続して行う。また、関係課や学校などと連携し、各施設の特徴を活かした事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・季節の生け花・食事の提供(直方歳時館)</li> <li>・健康麻将教室(直方歳時館)</li> <li>・三太郎 café、筑豊スイーツ(直方歳時館)</li> <li>・社会科見学(直方市石炭記念館)</li> <li>・子育て広場(直方市立図書館)</li> <li>・移動図書館(上頓野小、下境小、中泉小、福地小)</li> </ul> <p>② 文化施設間の連携強化 R8年にはユメニティのおがた及び谷尾美術館本館が休館となる。この休館期間を活用して、新たな連携事業やイベントの企画等を行うなど施設間の連携強化を図る。</p> <p>③ ユメニティのおがた及び直方市立図書館の大規模改修 開館から、26年が経過しており、老朽化が進んでいるため、施設の長寿命化を図る。R8年度は、ユメニティのおがたの改修を実施する。</p>

指標	指標の概要	現状値	目標値
①文化施設の活用	文化施設の年間利用者数	169,056人 (R6)	130,000人
②文化施設間の連携強化	文化施設間連携イベントの回数	5回 (R6)	5回
③大規模改修	大規模改修工事の進捗	—	完了

主要施策 10

1 主要施策名	スポーツの振興
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	<p>① スポーツ関係団体等と連携して、市民がスポーツに親しめる機会を創出する。</p> <p>② 市民の誰もがスポーツに参加できる環境をつくるため、学校や地域と連携を図った事業を行う。</p>
4 取組・事業の内容	<p>① 各団体及び庁内関係課と連携したスポーツ活動の促進          スポーツ推進委員や地域総合型スポーツクラブ、庁内関係課と連携し、市民がスポーツに親しめる事業を実施する。</p> <p>○主催事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピラティス教室</li> <li>・こども相撲教室</li> <li>・こども陸上教室</li> <li>・体力テスト会</li> <li>・弓道教室</li> <li>・トランポリン教室</li> <li>・スポーツ推進団体関連事業</li> <li>・トップアスリート事業（フレンドリータウンシップ協定）</li> <li>野球教室（ソフトバンクホークス）</li> <li>バレー教室（カノアラウレアーズ福岡）</li> <li>バスケットボール教室（ライジングゼファー福岡）</li> <li>サッカー教室（ギラヴァンツ北九州）</li> <li>日本生命連携事業</li> </ul> <p>○その他事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わくわくのおがたスポーツクラブとの共催事業</li> </ul> <p>② 学校や地域と連携を図った事業の実施          直方市スポーツ推進委員協議会と学校や地域が連携し、カヌー教室やニュースポーツ体験などの事業を行う。</p>

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①スポーツに親しむ機会の創出	<p>スポーツ教室等種目数</p> <p>スポーツ教室参加者数</p>	<p>11 種目</p> <p>538 人</p>	<p>12 種目</p> <p>600 人</p>
②学校や地域と連携を図った事業の実施	連携事業の回数	7 回	8 回

主要施策 11

1 主要施策名	文化財の保護と学習機会の充実
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	<p>①歴史的価値の高い施設・資料の保存のため、必要に応じた修復を行った上で、国指定史跡筑豊炭田遺跡群を構成する模擬坑道や石炭記念館本館をより魅力ある施設として整備する。</p> <p>②郷土の歴史に直接触れる機会を提供し、誇りや愛着を持つ機運を醸成する。</p> <p>③故郷の歴史、文化財に誰もが接することができる機会を提供する。</p>
4 取組・事業の内容	<p>① 国指定史跡筑豊炭田遺跡群の保存整備に向けた取り組みの推進 石炭記念館本館の耐震補強工事等に関する実施設計に向けた発掘調査を実施する。</p> <p>② 郷土資料室の充実 郷土の歴史に興味を持ち、来館者に満足してもらえるよう、常設展の展示替えや魅力的な企画展を開催する。</p> <p>③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠賀川流域の古墳同時公開</li> <li>・文化財関係出前講座等</li> <li>・青少年事業での文化財関係イベントの実施</li> </ul>

指標	指標の概要	現状値	目標値
①筑豊炭田遺跡群の整備保存	石炭記念館本館の発掘調査	—	完了
②郷土資料室の充実	常設展の展示替え・企画展の実施	0回	1回
③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実	古墳同時公開・出前講座等実施回数	5回	6回
	古墳同時公開・出前講座等来場者数	134人	400人

## 議案第 28 号

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 3 月 17 日  
直方市教育委員会  
教育長 山本 栄司

### 提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

直方市教育委員会事務局処務規則（昭和44年直方市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次の」の次に「部、」を加え、同条の表を次のように改める。

部の名称	課の名称	係の名称
教育部	教育総務課	教育総務係、学校管理係、規模適正化推進係
	学校教育課	学校教育係
	文化・スポーツ推進課	社会教育係、スポーツ推進係

別表こども育成課の部を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新			旧		
第1条 直方市教育委員会事務局(以下「教育委員会事務局」という。)に次の部、課及び係を置く。			第1条 直方市教育委員会事務局(以下「教育委員会事務局」という。)に次の課及び係を置く。		
<u>部の名称</u>	<u>課の名称</u>	<u>係の名称</u>	<u>課の名称</u>	<u>係の名称</u>	
教育部	教育総務課	教育総務係、学校管理係、規模適正化推進係	教育総務課	教育総務係、学校管理係、規模適正化推進係	
	学校教育課	学校教育係	学校教育課	学校教育係	
	文化・スポーツ推進課	社会教育係、スポーツ推進係	こども育成課	こども育成係、幼児教育推進係	
			文化・スポーツ推進課	社会教育係、スポーツ推進係	
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
<u>課</u>	<u>係</u>	<u>分掌事務</u>	<u>課</u>	<u>係</u>	<u>分掌事務</u>
教育総務課	教育総務係	1 教育委員会の会議に関する事。 2 規則等の公布及び整理に関する事。 3 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員(県費職員を除く。)の人事に関する事。 4 公印の整理に関する事。 5 教育大綱に関する事。 6 総合教育会議に関する事。 7 教育委員会事務局及び教育機関の連絡調整に関する事。 8 情報公開及び個人情報保護の受付等に関する事。 9 教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。 10 給食備品の調達及び台帳の整備に関する	教育総務課	教育総務係	1 教育委員会の会議に関する事。 2 規則等の公布及び整理に関する事。 3 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員(県費職員を除く。)の人事に関する事。 4 公印の整理に関する事。 5 教育大綱に関する事。 6 総合教育会議に関する事。 7 教育委員会事務局及び教育機関の連絡調整に関する事。 8 情報公開及び個人情報保護の受付等に関する事。 9 教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。 10 給食備品の調達及び台帳の整備に関する

	<p>こと。</p> <p>11 児童生徒の保健衛生及び日本スポーツ振興センターに関すること。(消耗品等除く。)</p> <p>12 就学援助事務に関すること。</p> <p>13 小学校給食の運営並びに小学校給食費の徴収及び食材の調達に関すること。</p> <p>14 中学校給食の運営並びに中学校給食費の徴収及び食材の調達に関すること。</p> <p>15 直方市学校給食会の運営並びに会計及び予算に関すること。</p>		<p>こと。</p> <p>11 児童生徒の保健衛生及び日本スポーツ振興センターに関すること。(消耗品等除く。)</p> <p>12 就学援助事務に関すること。</p> <p>13 小学校給食の運営並びに小学校給食費の徴収及び食材の調達に関すること。</p> <p>14 中学校給食の運営並びに中学校給食費の徴収及び食材の調達に関すること。</p> <p>15 直方市学校給食会の運営並びに会計及び予算に関すること。</p>
学校管理 係	<p>1 義務教育教材、教具及び備品の調達並びに台帳の整備に関すること。</p> <p>2 理科教育振興国庫補助に関すること。</p> <p>3 学校教育財産の取得及び処分に関すること。</p> <p>4 学校教育施設の整備及び営繕に関すること。</p> <p>5 学校教育施設の目的外使用に関すること。</p> <p>6 その他学校教育施設に関すること。</p> <p>7 学校給食施設の整備及び営繕に関すること。</p> <p>8 学校徴収金に関すること。(共同学校事務室を含む。)</p> <p>9 児童生徒の保健衛生に関すること。(備品・消耗品の管理)</p> <p>10 市立学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>11 直方市教育委員会安全衛生委員会に関すること。</p>	学校管理 係	<p>1 義務教育教材、教具及び備品の調達並びに台帳の整備に関すること。</p> <p>2 理科教育振興国庫補助に関すること。</p> <p>3 学校教育財産の取得及び処分に関すること。</p> <p>4 学校教育施設の整備及び営繕に関すること。</p> <p>5 学校教育施設の目的外使用に関すること。</p> <p>6 その他学校教育施設に関すること。</p> <p>7 学校給食施設の整備及び営繕に関すること。</p> <p>8 学校徴収金に関すること。(共同学校事務室を含む。)</p> <p>9 児童生徒の保健衛生に関すること。(備品・消耗品の管理)</p> <p>10 市立学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>11 直方市教育委員会安全衛生委員会に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>12 教育費の統計調査に関する事。</li> <li>13 小中学校に係るICT環境に関する事。</li> <li>14 小中学校に係るGIGAスクール構想の環境に関する事。</li> </ul>
	規模適正化推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校規模の適正化に関する事。</li> <li>2 学校教育施設の国庫補助事業に関する事。</li> </ul>
学校教育課		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 児童生徒の教育及び事業計画に関する事。</li> <li>2 小中学校の教育課程に関する事。</li> <li>3 教職員の学習指導及び進路指導等又はこれらの指導助言に関する事。</li> <li>4 教職員の研修に関する事。</li> <li>5 教職員の人事及び服務に関する事。</li> <li>6 教員の免許に関する事。</li> <li>7 教職員団体に関する事。</li> <li>8 教育研究所に関する事。</li> <li>9 教育支援センターに関する事。</li> <li>10 児童生徒の就学及び発達に関する事。</li> <li>11 特別支援教育に関する事。</li> <li>12 コミュニティスクールに関する事。</li> <li>13 通学区域審議会に関する事。</li> <li>14 小中学校に係るICT活用に関する事。</li> <li>15 小中学校に係るGIGAスクール構想の活用に関する事。</li> </ul>
	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育課の経理に関する事。</li> <li>2 児童生徒の就学事務に関する事。</li> <li>3 学級編制事務に関する事。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>12 教育費の統計調査に関する事。</li> <li>13 小中学校に係るICT環境に関する事。</li> <li>14 小中学校に係るGIGAスクール構想の環境に関する事。</li> </ul>
	規模適正化推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校規模の適正化に関する事。</li> <li>2 学校教育施設の国庫補助事業に関する事。</li> </ul>
学校教育課		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 児童生徒の教育及び事業計画に関する事。</li> <li>2 小中学校の教育課程に関する事。</li> <li>3 教職員の学習指導及び進路指導等又はこれらの指導助言に関する事。</li> <li>4 教職員の研修に関する事。</li> <li>5 教職員の人事及び服務に関する事。</li> <li>6 教員の免許に関する事。</li> <li>7 教職員団体に関する事。</li> <li>8 教育研究所に関する事。</li> <li>9 教育支援センターに関する事。</li> <li>10 児童生徒の就学及び発達に関する事。</li> <li>11 特別支援教育に関する事。</li> <li>12 コミュニティスクールに関する事。</li> <li>13 通学区域審議会に関する事。</li> <li>14 小中学校に係るICT活用に関する事。</li> <li>15 小中学校に係るGIGAスクール構想の活用に関する事。</li> </ul>
	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育課の経理に関する事。</li> <li>2 児童生徒の就学事務に関する事。</li> <li>3 学級編制事務に関する事。</li> </ul>

		<p>4 教科用図書無償給付に関する事。</p> <p>5 小中学校の統計調査に関する事。</p> <p>6 教職員の福利厚生に関する事。</p> <p>7 教員(県費・市費共)の給与、旅費、共済組合、退職年金及び公務災害に関する事。</p> <p>8 直方市奨学金及び直方市ハートフル奨励金並びに福岡県地域改善対策高校等奨励金に関する事。</p> <p>9 グローバル人材育成事業に関する事。</p>			<p>4 教科用図書無償給付に関する事。</p> <p>5 小中学校の統計調査に関する事。</p> <p>6 教職員の福利厚生に関する事。</p> <p>7 教員(県費・市費共)の給与、旅費、共済組合、退職年金及び公務災害に関する事。</p> <p>8 直方市奨学金及び直方市ハートフル奨励金並びに福岡県地域改善対策高校等奨励金に関する事。</p> <p>9 グローバル人材育成事業に関する事。</p>
文化・スポーツ推進課	社会教育係	<p>1 社会教育委員に関する事。</p> <p>2 生涯学習の調査研究に関する事。</p> <p>3 社会教育施設の財産の取得及び処分に関する事。</p> <p>4 音楽、演劇、美術その他芸術・文化の奨励及び振興に関する事。</p> <p>5 社会教育関係団体の指導育成に関する事。</p> <p>6 青少年の健全育成及び青少年対策に関する事。</p> <p>7 文化施設に関する事。</p> <p>8 中央公民館に関する事。</p> <p>9 公民館運営審議会に関する事。</p> <p>10 公民館類似施設に関する事。</p> <p>11 文化財の保護及び調査に関する事。</p> <p>12 埋蔵文化財の発掘調査及び報告に関する事。</p> <p>13 水町遺跡公園に関する事。</p> <p>14 その他社会教育に関する事。</p>	こども育成課	こども育成係	<p>1 特定教育・保育施設の施設整備に関する事。</p> <p>2 直方市地域子育て支援センターに関する事。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業に関する事。</p> <p>4 学童施設の整備・営繕に関する事。</p> <p>5 児童手当に関する事。</p> <p>6 病児保育事業に関する事。</p> <p>7 子ども・子育て支援事業計画に関する事。</p> <p>8 こどもの居場所(こども食堂)に関する事。</p> <p>9 子ども・子育て支援交付金の取りまとめに関する事。</p> <p>10 ファミリー・サポート・センター事業に関する事。</p>
			幼児教育推進係	<p>1 特定教育・保育施設及び地域型保育施設に関する事。</p> <p>2 特定教育・保育施設の指導監査に関する事。</p>	

スポーツ 推進係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツの推進に関する事。</li> <li>2 スポーツ推進審議会に関する事。</li> <li>3 スポーツ推進委員に関する事。</li> <li>4 各種体育団体の指導育成に関する事。</li> <li>5 社会体育施設に関する事。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>3 特定教育・保育の支給認定に関する事。</li> <li>4 特定教育・保育の給付に関する事。</li> <li>5 幼稚園に関する事。</li> <li>6 幼児教育推進に関する事。</li> <li>7 利用者支援事業に関する事。</li> <li>8 絵本の配布事業に関する事。</li> <li>9 巡回相談事業に関する事。</li> <li>10 一時預かり事業に関する事。</li> <li>11 乳児等通園支援制度に関する事。</li> </ol>
		文化・ス ポーツ推 進課	社会教育係 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育委員に関する事。</li> <li>2 生涯学習の調査研究に関する事。</li> <li>3 社会教育施設の財産の取得及び処分に関する事。</li> <li>4 音楽、演劇、美術その他芸術・文化の奨励及び振興に関する事。</li> <li>5 社会教育関係団体の指導育成に関する事。</li> <li>6 青少年の健全育成及び青少年対策に関する事。</li> <li>7 文化施設に関する事。</li> <li>8 中央公民館に関する事。</li> <li>9 公民館運営審議会に関する事。</li> <li>10 公民館類似施設に関する事。</li> <li>11 文化財の保護及び調査に関する事。</li> <li>12 埋蔵文化財の発掘調査及び報告に関する事。</li> <li>13 水町遺跡公園に関する事。</li> <li>14 その他社会教育に関する事。</li> </ol>

スポーツ 推進係	1	スポーツの推進に関する事。
	2	スポーツ推進審議会に関する事。
	3	スポーツ推進委員に関する事。
	4	各種体育団体の指導育成に関する事。
	5	社会体育施設に関する事。

## 議案第 29 号

直方市教育委員会交際費に関する要綱の一部を改正する告示について

直方市教育委員会交際費に関する要綱の一部を改正する告示について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 3 月 17 日  
直方市教育委員会  
教育長 山本 栄司

### 提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものである。

## 直方市教育委員会交際費に関する要綱の一部を改正する告示

直方市教育委員会交際費に関する要綱（平成24年直方市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「加算した額」の次に「を上限」を加える。

別表第1弔慰の部直方市教育委員会の項中「40,000円」を「25,000円」に、「15,000円」を「20,000円」に改め、同部直方市の項中「40,000円」を「25,000円」に、「15,000円」を「20,000円」に、「20,000円」を「25,000円」に改め、同部教育行政の進展に功績があると教育長が認めた者の項中「15,000円」を「25,000円」に改め、同部所管教育事務所職員（所長・副所長）、市立学校職員（校長・教頭）の項中「20,000円」を「25,000円」に改める。

### 附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

直方市教育委員会交際費に関する要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新				旧			
(交際費の額)				(交際費の額)			
第4条 交際費として支出する額は、別表第1及び別表第2に定める額に消費税及び地方消費税を加算した額を上限とする。				第4条 交際費として支出する額は、別表第1及び別表第2に定める額に消費税及び地方消費税を加算した額_____とする。			
別表第1(第4条関係)				別表第1(第4条関係)			
		区分	金額			区分	金額
弔慰	直方市教育委員会	教育長・委員	本人 弔花 25,000円	直方市教育委員会	教育長・委員	本人 弔花 40,000円	
			親族 弔花 20,000円			親族 弔花 15,000円	
	直方市	市長・副市長	本人 弔花 25,000円	直方市	市長・副市長	本人 弔花 40,000円	
			親族 弔花 20,000円			親族 弔花 15,000円	
		市議会議員	本人 弔花 25,000円		市議会議員	本人 弔花 20,000円	
			親族 弔花 20,000円			親族 弔花 15,000円	
	教育行政の進展に功績があると教育長が認めた者		本人 弔花 25,000円	教育行政の進展に功績があると教育長が認めた者		本人 弔花 15,000円	
	県下教育長		本人 弔花 20,000円	県下教育長		本人 弔花 20,000円	
	所管教育事務所職員(所長・副所長)、市立学校職員(校長・教頭)		本人 弔花 25,000円	所管教育事務所職員(所長・副所長)、市立学校職員(校長・教頭)		本人 弔花 20,000円	
	その他教育長が認める者		必要に応じて、社会	その他教育長が認める者		必要に応じて、社会	

	通念上妥当と認められる額(香典の場合は上限10,000円)
--	-------------------------------

注 この表において「親族」とは、配偶者、血族一親等及び同居の姻族一親等の者をいう。

	通念上妥当と認められる額(香典の場合は上限10,000円)
--	-------------------------------

注 この表において「親族」とは、配偶者、血族一親等及び同居の姻族一親等の者をいう。

## 議案第 30 号

直方市立小中学校における防犯カメラ設置及び運用に関する要綱の制定  
について

直方市立小中学校における防犯カメラ設置及び運用に関する要綱の制定  
について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 3 月 17 日  
直方市教育委員会  
教育長 山本 栄司

### 提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

## 直方市立小中学校における防犯カメラ設置及び運用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、直方市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（令和7年直方市条例第31号。以下「条例」という。）に基づき、各小中学校に設置するカメラの管理及び運用に関し必要な事項を定めるとともに、児童・生徒等の安全確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 各小中学校 直方市立学校設置条例（昭和44年直方市条例第5号。）に規定されるものをいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防等を目的として、児童及び生徒が生活する学校内を撮影するために固定して設置する映像撮影装置で、映像記録の機能を有するものをいう。
- (3) 映像データ 防犯カメラにより撮影された映像で、電磁的記録媒体に記録されたものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、条例の例による。

### (管理責任者)

第3条 条例第2条第4号に規定する管理責任者は、各学校校長をもって充てる。

### (操作取扱者)

第4条 条例第2条第5号に規定する操作取扱者は、各学校教頭をもって充てる。

### (設置場所)

第5条 防犯カメラを設置する場所及び台数は、別表に定めるとおりとする。

### (映像データの保管及び廃棄方法並びに保存期間)

第6条 条例第4条第6号に規定する映像データの保管及び廃棄方法並びに保存期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保管 映像データ及び防犯カメラは、盗難防止のために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 廃棄方法 保存期間が経過した後、速やかに、かつ、確実に消去するものとし、記録された録画装置及び電磁的記録媒体を廃棄するときは、管理責

任者が完全に映像データが消去されたことを確認したのち、廃棄するものとする。

(3) 保存期間 約30日間

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

設置場所（住所）	台数	設置箇所	撮影方向
直方南小学校	4台	12棟北側 中庭 21棟南側 屋内運動場北側	北西方向 西方向 南方向 東方向
直方北小学校	4台	21棟南側 21棟中庭側 21棟北側 屋内運動場北側	南方向 東方向 北方向 北方向
西小学校	4台	25棟運動場側 21棟正面玄関 25棟北側 21棟北側	南方向 南方向 北方向 北方向
新入小学校	4台	13棟北側 13棟昇降口前 22棟東側 22棟運動場側	北西方向 南西方向 北東方向 南東方向
感田小学校	4台	正面玄関 23棟運動場側 屋内運動場西側 屋内運動場西側	南方向 南西方向 南西方向 北東方向
上頓野小学校	4台	屋内運動場前 27棟昇降口前	東方向 北方向

		27棟昇降口前 26棟運動場側	南方向 東方向
下境小学校	4台	正面玄関 25棟中庭 25棟運動場側 21棟運動場側	南方向 南西方向 北西方向 北東方向
福地小学校	4台	正面玄関 16棟北側 16棟中庭 屋内運動場前	西方向 北方向 東方向 東方向
中泉小学校	4台	正面玄関 昇降口 20棟北側 屋内運動場北側	東方向 東方向 北方向 東方向
植木小学校	4台	19棟昇降口 19棟正面玄関 19棟中庭 20棟運動場側	東方向 北東側 南西方向 北方向
直方東小学校	4台	1棟東側 1棟南側 3棟北西側 屋内運動場北西側	東方向 西方向 東方向 東方向
直方第一中学校	4台	19棟西側 19棟東側 21棟北側 屋内運動場北側	西方向 北東方向 西方向 北西方向
直方第二中学校	4台	屋内運動場北東側 屋内運動場南西側 34棟南側 35棟南側	北東方向 南西方向 西方向 北東方向
直方第三中学校	4台	15棟西側	北西方向

		21棟西側 屋内運動場西側 屋内運動場東側	東方向 南西方向 西方向
直方植木中学校	4台	正面玄関 21棟中庭 21棟西側 屋内運動場南西側	東方向 南西方向 西方向 西方向

議案第 31 号

直方市体育館防犯カメラ設置及び運用に関する要綱の全部を改正する  
告示について

直方市体育館防犯カメラ設置及び運用に関する要綱の全部を改正する告示について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 3 月 17 日  
直方市教育委員会  
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

## 直方市体育館防犯カメラ設置及び運用に関する要綱

直方市体育館防犯カメラ設置運用要綱（平成23年直方市教育委員会告示第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、直方市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（令和7年直方市条例第31号。以下「条例」という。）に基づき、直方市教育委員会が直方市体育館に設置するカメラの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例の例による。

（管理責任者）

第3条 条例第2条第4号に規定する管理責任者は、体育施設管理担当課長をもって充てる。

（操作取扱者）

第4条 条例第2条第5号に規定する操作取扱者は、体育施設管理担当係長及び係員をもって充てる。

（設置場所）

第5条 防犯カメラを設置する場所及び台数は、別表に定めるとおりとする。

（映像データの保管及び廃棄方法並びに保存期間）

第6条 条例第4条第6号に規定する映像データの保管及び廃棄方法並びに保存期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保管 映像データ及び防犯カメラは、盗難防止のために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 廃棄方法 保存期間が経過した後、速やかに、かつ、確実に消去するものとし、記録された録画装置及び電磁的記録媒体を廃棄するときは、管理責任者が完全に映像データが消去されたことを確認したのち、廃棄するものとする。
- (3) 保存期間 2週間以内で管理責任者が定める期間とする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

設置場所（住所）	台数	設置箇所	撮影方向
直方市体育館 （直方市大字直方 674番地25）	10台	南側駐車場（中央付近）	西方向
		南側駐車場（中央付近）	東方向
		東側駐車場（南東側）	北東方向
		東側駐車場（南東側）	南東方向
		西側駐車場（南側）	北方向
		西側駐車場（北側）	南方向
		卓球室(A)	西方向
		卓球室(B)	西方向
		トレーニング室（東側）	西方向
		トレーニング室（西側）	東方向

議案第 32 号

直方市文化施設等防犯カメラ設置及び運用に関する要綱の全部を改正する告示について

直方市文化施設等防犯カメラ設置及び運用に関する要綱の全部を改正する告示について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 3 月 17 日  
直方市教育委員会  
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

## 直方市文化施設防犯カメラ設置及び運用に関する要綱

直方市文化施設等防犯カメラ設置運用要綱（令和4年直方市教育委員会告示第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、直方市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（令和7年直方市条例第31号。以下「条例」という。）に基づき、直方市文化施設に設置するカメラの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例の例による。

（管理責任者）

第3条 条例第2条第4号に規定する管理責任者は、文化施設管理担当課長をもって充てる。

（操作取扱者）

第4条 条例第2条第5号に規定する操作取扱者は、文化施設管理担当係長及び係員をもって充てる。

（設置場所）

第5条 防犯カメラを設置する場所及び台数は、別表に定めるとおりとする。

（映像データの保管及び廃棄方法並びに保存期間）

第6条 条例第4条第6号に規定する映像データの保管及び廃棄方法並びに保存期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保管 映像データ及び防犯カメラは、盗難防止のために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 廃棄方法 保存期間が経過した後、速やかに、かつ、確実に消去するものとし、記録された録画装置及び電磁的記録媒体を廃棄するときは、管理責任者が完全に映像データが消去されたことを確認したのち、廃棄するものとする。
- (3) 保存期間 2か月以内で管理責任者が定める期間とする。

（指定管理者）

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、条例の規定中、「市は、」とあるの

は「指定管理者は、」と、第3条中、「文化施設管理担当課長」とあるのは「指定管理者が置く当該施設の責任者」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

設置場所	台数	設置箇所	撮影方向
ユメニティのおがた	4台	小ホール内	北西方向
		小ホール棟1階ロビーギャラリー	北西方向
		小ホール棟2階ホール	西方向
		北側駐車場入退場口	西方向
直方市立図書館	3台	エントランスロビー	北西方向
		筑豊文庫資料室内	北西方向
		2階学習室内	南西方向
直方歳時館	3台	和室2	南方向
		和室4	南方向
		土蔵内	南方向
		土蔵内	北西方向
直方市美術館	15台	玄関横	南西方向
		本館展示室内①	南東方向
		本館展示室内②	南西方向
		本館展示室内③	北東方向
		本館展示室内④	北東方向
		新館展示室内①	北西方向
		新館展示室内②	南西方向
		新館展示室内③	西方向
		新館展示室内④	西方向
		新館展示室内⑤	南西方向
		新館展示室内⑥	北西方向
		新館展示室内⑦	西方向
新館展示室内⑧	西方向		

		新館展示室内⑨	南西方向
		新館展示室内⑩	西方向
		新館展示室内⑪	南西方向
直方市中央公民館	2台	2階郷土資料室内①	北西方向
		2階郷土資料室内②	南東方向

直方市文化施設等防犯カメラ設置運用要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、直方市防犯カメラの設置及び運用に関する条例(令和7年直方市条例第31号。以下「条例」という。)に基づき、直方市文化施設に設置するカメラの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を行うことを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例の例による。</p> <p>(管理責任者)</p> <p>第3条 条例第2条第4号に規定する管理責任者は、文化施設管理担当課長をもって充てる。</p> <p>(操作責任者)</p> <p>第4条 条例第2条第5号に規定する操作取扱者は、文化施設管理担当係長及び係員をもって充てる。</p> <p>(設置場所)</p> <p>第5条 防犯カメラを設置する場所及び台数は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(映像データの保管及び廃棄方法並びに保存期間)</p> <p>第6条 条例第4条第6号に規定する映像データの保管及び廃棄方</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次条に定める設置目的を達成するため、直方市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別表に掲げる施設（以下「文化施設等」という。）に設置する防犯カメラの運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。</p> <p>(設置目的)</p> <p>第2条 防犯カメラは、文化施設等における犯罪及び事故の防止のために設置するものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 防犯カメラ 犯罪の予防等を目的として、不特定の者が利用する文化施設等を撮影するために固定して設置する映像撮影装置をいう。</p> <p>(2) 映像データ 防犯カメラにより撮影された映像で、電磁的記録媒体に記録されたものをいう。</p> <p>(管理責任者)</p> <p>第4条 教育委員会は、防犯カメラの適正な設置運用を図るため、別表に定める管理責任者を置く。</p> <p>(設置の場所及び設置台数)</p> <p>第5条 防犯カメラの設置の場所、設置台数については、別表のと</p>

法並びに保存期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保管 映像データ及び防犯カメラは、盗難防止のために必要な措置を講じるものとする。

(2) 廃棄方法 保存期間が経過した後、速やかに、かつ、確実に消去するものとし、記録された録画装置及び電磁的記録媒体を廃棄するときは、管理責任者が完全に映像データが消去されたことを確認したのち、廃棄するものとする。

(3) 保存期間 2か月以内で管理責任者が定める期間とする。  
(指定管理者)

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、条例の規定中、「市は、」とあるのは「指定管理者は、」と、第3条中、「文化施設管理担当課長」とあるのは「指定管理者が置く当該施設の責任者」と読み替えるものとする。

別表（第5条関係）

設置場所	台数	設置箇所	撮影方向
ユメニティのおがた	4台	小ホール内	北西方向
		小ホール棟1階ロビーギャラリー	北西方向 西方向
		小ホール棟2階ホール 北側駐車場入退場口	西方向
直方市立図書館	3台	エントランスロビー	北西方向
		筑豊文庫資料室内 2階学習室内	北西方向 南西方向
直方歳時館	3台	和室2	南方向
		和室4	南方向

おりとする。

（設置の表示）

第6条 管理責任者は、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法により表示しなければならない。

（映像データの管理）

第7条 管理責任者は、映像データを適正に管理しなければならない。

2 管理責任者及び管理責任者が許可した者以外は、防犯カメラ及び映像データを取り扱うことができないものとする。

3 映像データの保存期間は、2月以内で管理責任者が定める期間とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。

4 管理責任者は、前項ただし書により保存期間を延長したときには、その理由を記録するものとする。

別表（第1条、第4条、第5条、第11条関係）

施設	設置場所	台数	管理責任者
ユメニティのおがた	ユメニティのおがた敷地内	4台	当該施設担当課長
直方市立図書館	直方市立図書館敷地内	4台	当該施設担当課長

		土蔵内 土蔵内	南方向 北西方向
直方市美術館	15台	玄関横 本館展示室内① 本館展示室内② 本館展示室内③ 本館展示室内④ 新館展示室内① 新館展示室内② 新館展示室内③ 新館展示室内④ 新館展示室内⑤ 新館展示室内⑥ 新館展示室内⑦ 新館展示室内⑧ 新館展示室内⑨ 新館展示室内⑩ 新館展示室内⑪	南西方向 南東方向 南西方向 北東方向 北東方向 北西方向 南西方向 西方向 西方向 南西方向 北西方向 西方向 西方向 南西方向 西方向 南西方向
直方市中央公民館	2台	2階郷土資料室内① 2階郷土資料室内②	北西方向 南東方向

直方歳時館	直方歳時館敷地内	4台	当該施設担当課長
直方市美術館	直方市美術館敷地内	15台	当該施設担当課長
直方市中央公民館	郷土資料室	2台	当該施設担当課長

議案第 33 号

直方市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

直方市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 3 月 17 日  
直方市教育委員会  
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

直方市立小中学校管理規則を改正する改め文

第3条に次の1項を加える。

7 第2項から前項までの届出は、様式第1号によるものとする。

第4条第2項中「指導計画の大綱を記載した」を削り、同条第4項中「実施状況を」の次に「様式第2号により」を加える。

第5条第2項中「場合は、」の次に「様式第3号により」を加え、同条第3項中「場合は、」の次に「様式第4号及び様式第5号により」を加える。

第6条第3項中「より」を「基づき」に改め、「、」の次に「様式第6号により」を加える。

第7条第1項中「様式第1号」を「様式第7号」に改め、同条第3項中「様式第2号」を「様式第8号」に改める。

第8条中「場合は、」の次に「様式第9号により」を加える。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号

様式第2号

様式第2号の次に次の7様式を加える。

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号

様式第7号

様式第8号

様式第9号

(様式第1号)

年 月 日

直方市教育委員会教育長 様

直方市立 学校  
校長

休業日の組替えについて

直方市立小中学校管理規則第3条5項の規定により、下記のとおり授業日を組替えたいのでお届けいたします。

記

1 組替えの期日

令和 年 月 日(曜日)を  
令和 年 月 日(曜日)に替える。

2 休業日に行う授業(行事等)の内容

3 組替えの事由

(様式第2号)

## 年度 学校教育指導計画の実施状況報告書

直方市立 学校 校長

### 1 本校教育目標

【中学校区教育目標】
【目ざす児童・生徒像】
【達成状況】

※達成状況は、網羅的ではなく端的に記入

### 2 教育課程

教科等	達成状況(または実施状況)
教科	
外国語活動	
道徳	
総合的な学習 の時間	
特別活動	
生徒指導	
人権教育	
特別支援教育	
その他	

※網羅的にではなく端的に記入。

※教科・特別活動は、個々の教科・各活動ではなく、総括的な内容を記入。

※その他は、重点的に取り組んでいる諸教育の達成状況等を記入。特になければ削除可

(様式第3号)

年 月 日

直方市教育委員会教育長 様

直方市立 学校  
校長

修学旅行(宿泊体験活動)の承認について

直方市立小中学校管理規則第5条2項の規定により、別紙のとおり実施したいので、承認くださるよう申請します。

(様式第4号)

年 月 日

直方市教育委員会教育長 様

直方市立 学校  
校長

校外行事(対外試合、職業体験等)の承認について

直方市立小中学校管理規則第5条3項の規定により、(下記・別紙)のとおり実施したいので、承認くださるよう申請します。

記

1 出場大会名

2 主催

3 期日

4 場所

5 出場選手数  
男子 名 女子 名

6 引率指導教員  
(職名)(氏名)

7 所要経費及び出途

※ 市外での大会  
出発日時

帰着日時

(様式第5号)

年 月 日

直方市教育委員会教育長 様

直方市立 学校  
校長

校外行事(遠足、社会見学等)の承認について

直方市立小中学校管理規則第5条3項の規定により、別紙のとおり実施したいので、承認くださるよう申請します。

(様式第9号)

年 月 日

直方市教育委員会教育長 様

直方市立 学校  
校長

児童・生徒の傷害(含交通)事故報告について

直方市立小中学校管理規則第8条の規定により報告します

記

- 1 児童・生徒氏名 学年 組 氏名 ( 歳)
  - 2 保護者住所、氏名、電話番号
  - 3 担任氏名
  - 4 日時
  - 5 場所
  - 6 事故の状況
  
  - 7 現場の状況及び現場の略図
- ※別紙添付可
- 8 目撃者の住所、氏名及び目撃した内容並びに記録者の氏名
  
  - 9 事故現場に立会った人の氏名
  - 10 事故(障害)の程度
    - ① 疾病名
    - ② 入院の有無
    - ③ 入院期間
    - ④ 傷病の状況
  - 11 学校のとった処置(保護者等の心証を含む)
  
  - 12 その他

様式第7号

第 号  
年 月 日

直方市教育委員会 様

直方市立 学校  
校長 印

出席停止に係る意見具申書

直方市立小中学校管理規則第7条の規定により、下記のとおり出席停止についての意見を具申します。

記

児童生徒氏名		生年月日	年 月 日生
保護者氏名		続 柄	
現 住 所			
学 年 組	年 組	担 任 名	
出席停止の期間	年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)		
性行不良の状況			
これまでの学校の取り組み			
出席停止の理由			
出席停止期間中の指導計画			

様式第8号

第 号  
年 月 日

(保護者氏名) 様

直方市教育委員会 印

出 席 停 止 通 知 書

学校教育法第35条第1項（又は第49条）の規定により、下記のとおり出席停止を命じます。

記

学校名・学年組	直方市立	学校	年	組
児童生徒氏名		生年月日		
保護者氏名		続柄		
現住所				
出席停止の期間	年 月 日～ 年 月 日（日間）			
出席停止の理由				
出席停止期間中の指導計画				

(様式第9号)

年 月 日

直方市教育委員会教育長 様

直方市立 学校  
校長

児童・生徒の傷害(含交通)事故報告について

直方市立小中学校管理規則第8条の規定により報告します

記

- 1 児童・生徒氏名 学年 組 氏名 ( 歳)
  - 2 保護者住所、氏名、電話番号
  - 3 担任氏名
  - 4 日時
  - 5 場所
  - 6 事故の状況
  
  - 7 現場の状況及び現場の略図
- ※別紙添付可
- 8 目撃者の住所、氏名及び目撃した内容並びに記録者の氏名
  
  - 9 事故現場に立会った人の氏名
  - 10 事故(障害)の程度
    - ① 疾病名
    - ② 入院の有無
    - ③ 入院期間
    - ④ 傷病の状況
  - 11 学校のとった処置(保護者等の心証を含む)
  
  - 12 その他



3 校長は、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第6条の規定による出席停止を指示したときは、学校保健法施行規則第20条の規定に基づき、様式第6号により速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(性行不良による出席停止)

第7条 校長は、児童生徒が次の各号に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童生徒の教育に支障をきたすと認めるときは、出席停止に係る意見具申書(様式第7号)により教育委員会に出席停止についての意見具申をしなければならない。

(1)～(4) 省略

2 省略

3 教育委員会は、前項の規定により出席停止を命じるときは、当該児童生徒の保護者に対し、出席停止通知書(様式第8号)を交付しなければならない。

(事故発生等の報告)

第8条 校長は、児童生徒及び所属職員の集団的 disease、死亡事故、傷害その他不祥事件が発生した場合は、様式第9号により速やかに教育委員会に届け出なければならない。

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

3 校長は、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第6条の規定による出席停止を指示したときは、学校保健法施行規則第20条の規定により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(性行不良による出席停止)

第7条 校長は、児童生徒が次の各号に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童生徒の教育に支障をきたすと認めるときは、出席停止に係る意見具申書(様式第1号)により教育委員会に出席停止についての意見具申をしなければならない。

(1)～(4) 省略

2 省略

3 教育委員会は、前項の規定により出席停止を命じるときは、当該児童生徒の保護者に対し、出席停止通知書(様式第2号)を交付しなければならない。

(事故発生等の報告)

第8条 校長は、児童生徒及び所属職員の集団的 disease、死亡事故、傷害その他不祥事件が発生した場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

様式第1号(第7条関係)

省略

様式第2号(第7条関係)

省略

様式第6号

様式第7号

様式第8号

様式第9号

# 直方市教育委員会情報セキュリティポリシー

## 基本方針

### 1. 目的

本基本方針は、直方市教育委員会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

### 2. 定義

#### (1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

#### (2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

#### (3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

#### (4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針をいう。

#### (5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

#### (6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

#### (7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

#### (8) 情報セキュリティインシデント

情報セキュリティに関する障害・事故及びシステム上の欠陥をいう。

### 3. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

#### (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

#### (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開

発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

#### 4. 適用範囲

##### (1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される範囲は、本委員会の委員とする。事務局職員として従事している直方市職員は直方市情報セキュリティポリシーに従う。

##### (2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷し、配布された文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

#### 5. 委員の遵守義務

本委員会が所掌する業務に携わる全ての委員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては、本情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

#### 6. 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

##### (1) 組織体制

本委員会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する体制を確立する。

##### (2) 情報資産の分類と管理

本委員会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

##### (3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、適切な対策を講じる。

##### (4) 物理的セキュリティ

通信回線及び委員のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

##### (5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

##### (6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

#### (7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

#### (8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。クラウドサービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

#### (9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査または自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

### 7. 情報セキュリティ監査及びまたは自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査または自己点検を実施する。

### 8. 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査や自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

# 直方市立学校情報セキュリティポリシー

## 基本方針

### 1. 目的

本基本方針は、直方市の学校教育に係る情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するために実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

### 2. 定義

#### (1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

#### (2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

#### (3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

#### (4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針をいう。

#### (5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

#### (6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

#### (7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

#### (8) 情報セキュリティインシデント

情報セキュリティに関する障害・事故及びシステム上の欠陥をいう。

### 3. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

#### (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

#### (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、監査機能の不備、委託

管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

#### 4. 適用範囲

##### (1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される学校等は、次のとおりとする。

- ① 直方市立小学校
- ② 直方市立中学校
- ③ 直方市教育支援センター
- ④ 直方市教育研究所
- ⑤ 学校情報システムを所管する教育部課係（学校情報システムを所管する教育部課係については、学校情報システムの開発・保守・運用に係る事項を学校情報セキュリティポリシーの対象範囲とし、その他の範囲は、直方市が定める直方市情報セキュリティポリシーを適用するものとする。）

##### (2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷し、配布された文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

#### 5. 教職員等の遵守義務

上記4に示す学校等に所属する教職員等（以下「教職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては、本情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

#### 6. 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

##### (1) 組織体制

学校等の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する体制を確立する。

##### (2) 情報資産の分類と管理

学校等の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

##### (3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、適切な対策を講じる。

##### (4) 物理的セキュリティ

通信回線及び教職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

学校情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結した上で、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認するものとする。

なお、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。また、クラウドサービス及びインターネット媒体を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。加えて、上記サービス等を利用する場合には、運用手順を定め、利用するサービスごとの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

学校情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査又は自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7. 情報セキュリティ監査又は自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査又は自己点検を実施する。

8. 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査や自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要となった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

## 直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和3年直方市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「小学校給食費の額」を「児童以外の者の学校給食費に相当する額」に改め、同条第1項中「小学校給食費」を「学校給食費」に、「264円」を「331円」に改め、同条第2項中「小学校給食費の額」を「児童以外の者の学校給食費に相当する額」に改め、「小学校年間給食費」の次に「に相当する額」を加え、「264円」を「331円」に改める。

第5条の見出し中「中学校給食費の額」を「生徒以外の者の学校給食費に相当する額」に改め、同条第1項中「中学校給食費」を「学校給食費」に、「300円」を「351円」に改め、同条第2項中「中学校給食費の額」を「生徒以外の者の学校給食費に相当する額」に改め、「中学校年間給食費」の次に「に相当する額」を加え、「300円」を「351円」に改める。

第5条の次に次の2条を加える。

（小学校の学校給食費の額）

第5条の2 小学校における条例第5条に規定する規則で定める学校給食費（以下「小学校給食費」という。）の額は、1食あたり264円とする。

2 一の年度において納付すべき小学校給食費（以下「小学校年間給食費」という。）の額は、264円に当該小学校における小学校給食の年間実施回数に乗じて得た額とする。

（中学校の学校給食費の額）

第5条の3 中学校における条例第5条に規定する規則で定める学校給食費（以下「中学校給食費」という。）の額は、1食当たり300円とする。

2 一の年度において納付すべき中学校給食費（以下「中学校年間給食費」という。）の額は、300円に当該中学校における中学校給食の年間実施回数に乗じて得た額とする。

第6条中「第4条第2項」を「第5条の2第2項」に改める。

第7条中「第5条第2項」を「第5条の3第2項」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

期別	納期	児童の納付額	児童以外の者の納付額
4月	5月末日	4,400円	5,700円
5月	6月末日	4,400円	5,700円
6月	7月末日	4,400円	5,700円
7月	8月末日	4,400円	5,700円
9月	9月末日	4,400円	5,700円
10月	10月末日	4,400円	5,700円
11月	11月末日	4,400円	5,700円
12月	12月25日	4,400円	5,700円
1月	1月末日	4,400円	5,700円
2月	2月末日	4,400円	5,700円
3月	3月末日	小学校年間給食費から 44,000円を減じた額	小学校年間給食費に相当する額から57,000円を減じた額

別表第2（第10条関係）

期別	納期	生徒の納付額	生徒以外の者の納付額
4月	5月末日	4,900円	5,750円
5月	6月末日	4,900円	5,750円
6月	7月末日	4,900円	5,750円
7月	8月末日	4,900円	5,750円
9月	9月末日	4,900円	5,750円
10月	10月末日	4,900円	5,750円
11月	11月末日	4,900円	5,750円
12月	12月25日	4,900円	5,750円
1月	1月末日	4,900円	5,750円
2月	2月末日	4,900円	5,750円
3月	3月末日	中学校年間給食費から 49,000円を減じた額	中学校年間給食費に相当する額から57,500円を減じた額

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(児童以外の者の学校給食費に相当する額)</p> <p>第4条 条例第4条第2項の<u>学校給食費</u>に相当する額は、1食あたり<u>331円</u>とする。</p> <p>2 一の年度において納付すべき<u>児童以外の者の学校給食費に相当する額</u>(以下「<u>小学校年間給食費に相当する額</u>」という。)は、<u>331円</u>に当該小学校における小学校給食の年間実施回数に乗じて得た額とする。</p> <p>(生徒以外の者の学校給食費に相当する額)</p> <p>第5条 条例第4条第3項の<u>学校給食費</u>に相当する額は、1食あたり<u>351円</u>とする。</p> <p>2 一の年度において納付すべき<u>生徒以外の者の学校給食費に相当する額</u>(以下「<u>中学校年間給食費に相当する額</u>」という。)は、<u>351円</u>に当該中学校における中学校給食の年間実施回数に乗じて得た額とする。</p> <p>(小学校の学校給食費の額)</p> <p>第5条の2 <u>小学校における条例第5条に規定する規則で定める学校給食費</u>(以下「<u>小学校給食費</u>」という。)の額は、1食あたり<u>264円</u>とする。</p> <p>2 <u>一の年度において納付すべき小学校給食費</u>(以下「<u>小学校年間給食費</u>」という。)の額は、<u>264円</u>に当該小学校における小学校給食の年間実施回数に乗じて得た額とする。</p> <p>(中学校の学校給食費の額)</p> <p>第5条の3 <u>中学校における条例第5条に規定する規則で定める学校給食費</u>(以下「<u>中学校給食費</u>」という。)の額は、1食当たり<u>300円</u>とする。</p>	<p>(<u>小学校給食費の額</u>)</p> <p>第4条 条例第4条第2項の<u>小学校給食費</u>に相当する額は、1食あたり<u>264円</u>とする。</p> <p>2 一の年度において納付すべき<u>小学校給食費の額</u> _____(以下「<u>小学校年間給食費 _____</u>」という。)は、<u>264円</u>に当該小学校における小学校給食の年間実施回数に乗じて得た額とする。</p> <p>(<u>中学校給食費の額</u>)</p> <p>第5条 条例第4条第3項の<u>中学校給食費</u>に相当する額は、1食あたり<u>300円</u>とする。</p> <p>2 一の年度において納付すべき<u>中学校給食費の額</u> _____(以下「<u>中学校年間給食費 _____</u>」という。)は、<u>300円</u>に当該中学校における中学校給食の年間実施回数に乗じて得た額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

0円とする。

2 一の年度において納付すべき中学校給食費(以下「中学校年間給食費」という。)の額は、300円に当該中学校における中学校給食の年間実施回数に乗じて得た額とする。

(小学校年間給食費の調整)

第6条 第5条の2第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由による小学校年間給食費は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) 省略

(中学校年間給食費の調整)

第7条 第5条の3第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由による中学校年間給食費は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) 省略

別表第1(第9条関係)

期別	納期	児童の納付額	児童以外の者の納付額
4月	5月末日	4,400円	5,700円
5月	6月末日	4,400円	5,700円
6月	7月末日	4,400円	5,700円
7月	8月末日	4,400円	5,700円
9月	9月末日	4,400円	5,700円
10月	10月末日	4,400円	5,700円
11月	11月末日	4,400円	5,700円
12月	12月25日	4,400円	5,700円
1月	1月末日	4,400円	5,700円
2月	2月末日	4,400円	5,700円

(小学校年間給食費の調整)

第6条 第4条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由による小学校年間給食費は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) 省略

(中学校年間給食費の調整)

第7条 第5条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由による中学校年間給食費は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) 省略

別表第1(第9条関係)

期別	納期	納付額
4月	5月末日	4,400円
5月	6月末日	4,400円
6月	7月末日	4,400円
7月	8月末日	4,400円
9月	9月末日	4,400円
10月	10月末日	4,400円
11月	11月末日	4,400円
12月	12月25日	4,400円
1月	1月末日	4,400円
2月	2月末日	4,400円

3月	3月末日	小学校年間給食費から 44,000円を減じた額	小学校年間給食費に相 当する額から57,000円 を減じた額
----	------	----------------------------	--------------------------------------

別表第2(第10条関係)

期別	納期	生徒の納付額	生徒以外の者の納付額
4月	5月末日	4,900円	5,750円
5月	6月末日	4,900円	5,750円
6月	7月末日	4,900円	5,750円
7月	8月末日	4,900円	5,750円
9月	9月末日	4,900円	5,750円
10月	10月末日	4,900円	5,750円
11月	11月末日	4,900円	5,750円
12月	12月25日	4,900円	5,750円
1月	1月末日	4,900円	5,750円
2月	2月末日	4,900円	5,750円
3月	3月末日	中学校年間給食費から 49,000円を減じた額	中学校年間給食費に相 当する額から57,500円 を減じた額

3月	3月末日	小学校年間給食費から44,000円を減じた 額
----	------	----------------------------

別表第2(第10条関係)

期別	納期	納付額
4月	5月末日	4,900円
5月	6月末日	4,900円
6月	7月末日	4,900円
7月	8月末日	4,900円
9月	9月末日	4,900円
10月	10月末日	4,900円
11月	11月末日	4,900円
12月	12月25日	4,900円
1月	1月末日	4,900円
2月	2月末日	4,900円
3月	3月末日	中学校年間給食費から49,000円を減じた 額

## 令和8年度 定例教育委員会 日程表

令和8年3月17日現在の予定

### 定例教育委員会

日程 第2火曜日（3月のみ第3火曜日、祝日の場合は翌平日）

時間 15：15～（総合教育会議等の都合で変更となる場合があります）

会場 6階第3委員会室（6.9.12.2月は議会の関係で会場変更となる場合があります）

月	日	内 容	市議会
4	14(火)	定例教育委員会	
	10(木) 11(金)	小中学校入学式(小学校：4/11 中学校：4/10)	
	30(水)	総合教育会議	
5	12(火)	定例教育委員会	
	17(土)	中学校体育会(4校)	
	24(土)	小学校運動会(直方南、福地、中泉、直方東)	
	31(土)	小学校運動会(新入、上頓野)	
6	9(火)	定例教育委員会	【参考】 R6 6/7～6/28
		・6月補正予算について	
		・教育委員会事務の管理及び執行状況の点検評価の提案	
7	14(火)	定例教育委員会	
8	4(火)	定例教育委員会	
		・教育委員会事務の管理及び執行状況の点検評価の確定	
9	8(火)	教育委員人事案件市議会提出	【参考】 R6 8/30～9/27
		定例教育委員会	
		・9月補正予算について	
		・前年度歳出決算について	
10	13(火)	定例教育委員会	
	18(土)	小学校運動会(直方北、下境)	
	19(日)	小学校運動会(感田)	
	26(日)	小学校運動会(直方西)	
11	1(土)	小学校運動会(植木)	
	10(火)	定例教育委員会	【参考】 R6 11/22～12/13
		・12月補正予算について ・新年度予算への意見集約	
12	8(火)	定例教育委員会	
1	12(火)	定例教育委員会	
2	9(火)	定例教育委員会	【参考】 R7 2/14～3/13
		・3月補正予算について	
		・新年度当初予算について	
		・教育施策要綱提案	
3	16(火)	定例教育委員会	
		・教育施策要綱確定 小中学校卒業式	

※学校訪問

※総合教育会議

※学校行事については、学校長（学校長名）から直接郵送

10月、11月

市長の要請に応じ

令和8年3月3日

中泉小学校保護者の皆様へ

直方市教育委員会  
教育長 山本栄司

「直方市学校規模適正化基本計画に基づく複式学級の速やかな解消について」  
PTA アンケートにご意見をいただいたお礼及びご意見への回答について

日頃より、本市教育行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。  
この度は、PTA アンケートを通じ、ご意見を多くお寄せいただき、感謝申し上げます。

まず、この取組について、ご理解いただきたい点について、改めてご説明いたします。

直方市における学校規模適正化とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善することです。過去の取組への反省から、前提条件を持たず、慎重に、段階的に取組を進め、令和6年度に「基本指針」を、また令和7年度に「基本計画」を決定いたしました。来年度はこれらを基に、具体的な統合プランを描く「実行計画」の作成を予定しております。

ご存知のとおり、中泉小学校は、児童の減少が進み、国の基準によると令和6年度から複式学級を設置する過小規模の状況となっていましたが、特別に教員の配置を実施することで、複式学級を回避してきました。複式学級について、文部科学省は、一般に教育上の課題が極めて大きいと示しており、速やかに解消する必要があります。

本市における「基本計画」でも、複式学級が存在する学校については、学校統合を基本とした対策に速やかに着手することが決定されました。今後、令和8年度に作成を予定している「実行計画」の中で、市全体の学校統合等の学校規模適正化に関する具体的な時期や内容について決定することとなりますが、複式学級にあっては、教育上の課題の大きさから、「実行計画」の決定を待たずに、その解消の措置を実施する必要があると考えます。

しかし、学校統合を実施するとなると数年の期間を要してしまいます。速やかな対応には、「休校」という措置が効果的であるという判断から、令和8年1月22日の教育委員会において、中泉小学校を「休校」とし中泉小学校の児童は下境小学校へ就学するための取組を推進するという方針を決定するに至ったものです。

次に、保護者説明会やアンケートにおいて、ご意見をいただいた点やご不安の声が多かった点について、現時点での検討内容についてご報告します。

「休校」方針決定から「休校」(＝令和9年度)までが短いという意見をいただいています。約1年という期間は、確かに短いともいえます。しかし、少人数の学級や複式学級の状況は、教育上の課題が極めて大きく、クラス内やクラス間で切磋琢磨する教育活動の効果が上げにくいこと、体育科の球技やリレー、表現、また音楽科の合唱や合奏などで制約があること、児童から多様な発言が引き出しにくく授業展開に広がりがかかること等の困難が生じ

ます。この現状を、少しでも早く解消すべきであると考えています。中泉小学校に愛着があり、中泉小学校を卒業したかった、というご意見もいただいておりますが、今の中泉小学校の児童にとって極めて大きな教育上の課題の解消は、今、進めなければなりません。もっと早く説明すべきだったのではないかと、いったご意見もいただいております。このことについては大変申し訳なく、お詫び申し上げますところですが、前述のとおり、慎重かつ段階的に検討してきた結果、このタイミングでの説明となりました。ご理解くださいますよう、お願いいたします。

## ●登下校関係

### ○徒歩通学への不安

想定される通学路において、現在、教育委員会事務局による点検を実施し、危険箇所をリストアップしております。今後、危険箇所のとりまとめとともに、学校、道路管理者による点検を実施したいと考えています。

点検後、対策を協議の上、道路管理者（直方市、福岡県）等に要望を行います。対策の実施、対策効果の把握、対策の改善・充実に繰り返し実施します。

### ○スクールバスについて

「基本計画」で「学校の統合により、通学時間や距離が長くなる場合には、スクールバスを導入する等の対策を行います」と規定しています。今後、アンケート等を通じ、通学方法や通学距離など、実態や意向の調査を実施し、それらを精査した上で、スクールバス運行の要否を決定します。必要であると決定した場合には、保護者の皆様にも相談させていただきながら、その運行方法やルートなどを検討して参ります。

## ●児童の環境変化への対策

### ○令和8年度

令和9年度からの環境変化への事前の対応として、また過小規模であることのデメリットを緩和するためにも、学校間の交流を実施する予定としています。現在、教育委員会事務局と学校で、交流の時期や内容の検討を開始しています。令和8年5月までには、交流を開始し、令和8年度中は継続して複数回の交流を実施します。

児童の変化や様子を把握するために、交流と並行して児童へのアンケートを随時実施します。

### ○令和9年度～

学級編成において充分配慮し、児童の様子について注意深く見守ります。

直方市における学校規模適正化の取組は、直方市のこどものために、そして直方市の未来を拓くために行う前向きなものであるという認識にたち、取組を進めて参ります。

現時点で時期は未定ですが、説明会の開催、検討状況の報告、ご意見を伺う機会等を設定するなど、きめ細かく取り組んで参ります。

今後とも、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。